

公 示

公示第 5 5 号

「法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について」の一部改正について

「法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について」（令和 8 年 7 月 2 2 日付け公示第 3 3 号）
を別紙のとおり一部改正する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

北陸信越運輸局長 田中 賢二

別紙 法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について新旧対照表

新	旧
公 示 公示第 3 3 号 法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について 「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和 8 年 6 月 1 日付け国自旅第 3 7 号）別紙 1. 対象地域に基づき、軽自動車（使用用途が福祉輸送サービスに限定されている場合又は内燃機関を搭載しないものを除く。）の導入を認める対象地域等について、下記のとおり定めたので公示する。 令和 8 年 7 月 2 2 日 北陸信越運輸局長 佐橋 真人 記 1. 対象地域等 別表「対象地域及び導入可能台数」のとおりとする。 附 則 1. 本公示は、令和 8 年 7 月 2 2 日から適用する。 附 則（令和 8 年 8 月 2 4 日付け公示第 4 1 号で一部改正） 1. 本公示は、令和 8 年 8 月 2 4 日以降に受理する申請から適用する。	公 示 公示第 3 3 号 法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について 「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和 8 年 6 月 1 日付け国自旅第 3 7 号）別紙 1. 対象地域に基づき、軽自動車（使用用途が福祉輸送サービスに限定されている場合又は内燃機関を搭載しないものを除く。）の導入を認める対象地域等について、下記のとおり定めたので公示する。 令和 8 年 7 月 2 2 日 北陸信越運輸局長 佐橋 真人 記 1. 対象地域等 別表「対象地域及び導入可能台数」のとおりとする。 附 則 1. 本公示は、令和 8 年 7 月 2 2 日から適用する。 附 則（令和 8 年 8 月 2 4 日付け公示第 4 1 号で一部改正） 1. 本公示は、令和 8 年 8 月 2 4 日以降に受理する申請から適用する。

附 則（令和８年９月２８日付け公示第５５号で一部改正）

１．本公示は、令和８年９月２８日以降に受理する申請から適用する。

別紙 法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める対象地域等について新旧対照表

新			旧		
別 表			別 表		
対象地域及び導入可能台数			対象地域及び導入可能台数		
管轄運輸支局	導入可能営業区域	導入可能台数	管轄運輸支局	導入可能営業区域	導入可能台数
新潟	新潟交通圏	営業所の配置台数の2割まで	新潟	新潟交通圏	営業所の配置台数の2割まで
	柏崎市A	営業所の配置台数の5割まで		柏崎市A	営業所の配置台数の5割まで
長野	<u>長野交通圏</u>	<u>営業所の配置台数の5割まで</u>	長野	飯田市A	営業所の配置台数の5割まで
	飯田市A	営業所の配置台数の5割まで		飯田市B、下伊那郡	営業所の配置台数の5割まで
	<u>北信濃交通圏</u>	<u>営業所の配置台数の5割まで</u>	石川	金沢交通圏	営業所の配置台数の5割まで
	<u>長野市C、上水内郡B</u>	<u>営業所の配置台数の5割まで</u>		南加賀交通圏	営業所の配置台数の5割まで
	<u>北アルプスあづみの交通圏</u>	<u>営業所の配置台数の5割まで</u>		輪島市、珠洲市、鳳珠郡	営業所の配置台数の5割まで
	飯田市B、下伊那郡	営業所の配置台数の5割まで		七尾市、鹿島郡、輪島市、珠洲市、鳳珠郡のうち能登空港の区域	営業所の配置台数の5割まで
石川	金沢交通圏	営業所の配置台数の5割まで		羽咋市、羽咋郡、輪島市、珠洲市、鳳珠郡のうち能登空港の区域	営業所の配置台数の5割まで
	南加賀交通圏	営業所の配置台数の5割まで	※導入可能台数の小数点以下は切り捨てとする。		
	輪島市、珠洲市、鳳珠郡	営業所の配置台数の5割まで			
	七尾市、鹿島郡及び輪島市、珠洲市、鳳珠郡のうち能登空港の区域	営業所の配置台数の5割まで			
	羽咋市、羽咋郡及び輪島市、珠洲市、鳳珠郡のうち能登空港の区域	営業所の配置台数の5割まで			
※導入可能台数の小数点以下は切り捨てとする。					